

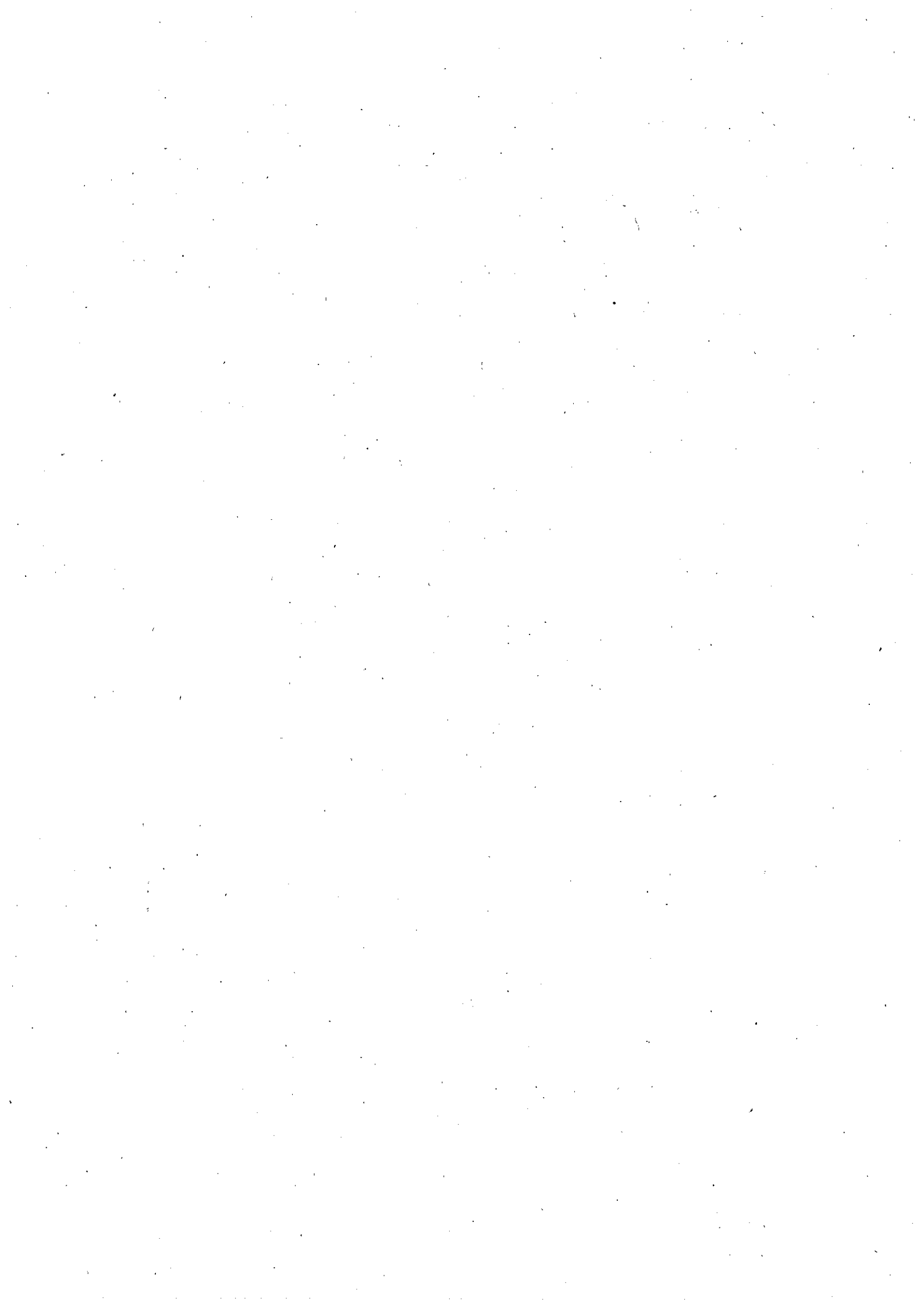
議案第17号

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例について

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を別紙の
とおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第1条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場
- (7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

第2条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項に」を「第34条第3項に」に改め、同条第3項中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、第4項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第3条第1項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別表第4中

300平方メートル以上2,000平方メートル	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円
------------------------	-----------	-----------	----------

を

ル未満			
-----	--	--	--

300平方メートル以上1,000平方メートル未満	26万5,000円	10万4,000円	1万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円

に

改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5（第1条の2関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万円	2万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	4万円	3万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	9万5,000円	8万9,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	14万円	13万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	17万3,000円	16万6,000円
2万5,000平方メートル以上	21万4,000円	20万5,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。